

財務省告示第二百二十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平

成十八年五月三十日に発行する利付国債の発行条

件等を次のとおり告示する。

平成十八年五月二十九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（五年）（第五十六

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ 十四号）第四条第一項及び平成

十八年度における財政運営のた

め の公債の発行の特例等に関する

る法律（平成十八年法律第十一

号）第二条第一項並びに国債整

理基金特別会計法（明治三十九

年法律第六号）第五条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 日本郵政公社による国債の募集

の取扱い及び取得による発行

五 発行額 額面金額で四百億円

うち、財政法第四条第一項の規

定に基づき発行する利付国債に

ついては、額面金額で七十九億

六千九十五万円、平成十八年度

における財政運営のため公債

の発行の特例等に関する法律第

二条第一項の規定に基づき発行

六 払込金額  
 七 最低額面金額  
 八 振替単位  
 九 発行の価格  
 十 利率  
 十一 経過利率  
 十二 払込み

する利付国債については、額面  
 金額で二百九十八億五千七百  
 十円、国債整理基金特別会計  
 法第五条第一項の規定に基づき  
 発行する利付国債に基  
 額面金額で二十一億八千五百三  
 十  
 四  
 五  
 万  
 円  
 一  
 億  
 九  
 千  
 六  
 百  
 万  
 円

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 額の整数倍の金額によるものと  
 する。

平成十八年五月三十日  
 額面金額百円につき百円四十九

年一・五パーセント

(一) 日本郵政公社総裁は、払込金  
 額に加えて、次の算式により算  
 出した金額を第十九号に規定  
 する期日に払い込むものとす  
 る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5 \times 71}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
 係る所得税が源泉徴収される  
 ものとして振替口座簿中の口  
 座に記載又は記録されるもの  
 については、前記(一)の算式によ  
 り算出した金額から当該金額

十三 初期利子

に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記（一）の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができると。

平成十八年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.25}{2} \times 1$$

十四 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十三年三月二十日

十六 償還金額

額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 募集期間

平成十八年五月十九日から平成十八年五月二十四日まで

十九 払込期日

平成十八年五月三十日